(3) 第2回全日本ミックスダブルスソフトテニス選手権大会

1.主　　催　(公財)日本ソフトテニス連盟

2.期　　日　2021年6月19日(土)　受　付　午前8時～午前8時50分
開 会 式　午前9時～
競技開始　午前9時30分～
6月20日(日)　競技開始　午前9時～
6月21日(月)　予 備 日

3.会　　場　一般
愛媛県総合運動公園テニスコート（全天候型8面）
〒791-1136　愛媛県松山市上野町乙46　TEL　089-963-3211

35歳～60歳
松山市中央公園テニスコート（砂入り人工芝16面）
〒790-0948　愛媛県松山市市坪西町625-1　TEL　089-965-3059

65歳～70歳
松山市空港東第四公園テニスコート（砂入り人工芝8面）
〒791-8043　愛媛県松山市東垣生町866-1　TEL　089-972-3703

※参加人数、天候等により会場（サーフェス含む）が変更となる場合があります。

4.種　　別　ミックスダブルス　一般・35歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳

5.年齢制限　一般の部　年齢制限しない。

35歳	2021年4月1日現在で満35歳以上の者		
45歳	〃	45	〃
50歳	〃	50	〃
55歳	〃	55	〃
60歳	〃	60	〃
65歳	〃	65	〃
70歳	〃	70	〃

6.ル　ー　ル　ソフトテニスハンドブックによる(7ゲームマッチ)

7. 大会使用球　　アカエム

8. 練　　習　　2021 年 6 月 18 日（金）　　午後 1 時～午後 5 時　無料
愛媛県総合運動公園テニスコート、松山市中央公園テニスコート

9. 参 加 資 格

(1) 一般の部出場選手は、技術等級制度2級以上および公認審判員制度の有資格者とし、下記の実績等を有していること。

	大会名等	一般
①	2019 年度日本ソフトテニス連盟ダブルス男子・女子総合ランキング	上位 10 位以内
②	2019 年度全日本選手権大会	上位 16 ペア以内
③	2019 年度全日本学生選手権大会	上位 16 ペア以内
④	2019 年度各ブロック大会(北海道を除く) ※但し 2020 年度もしくは申込期日までに 2021 年度大会を実施した場合はその直近成績を優先する	上位 4 ペア以内
⑤	開催都道府県・愛知県・埼玉県・神奈川県・千葉県・兵庫県・静岡県・東京都・大阪府・北海道・茨城県	20 ペア以内
⑥	上記、⑤以外の府県	16 ペア以内

(2) 35歳～70歳の部出場選手は公認審判員制度の有資格者とし、参加数は制限しない。
(3) ナショナルチーム及びU-20のメンバー。
(4) 日本ソフトテニス連盟から推薦されたペア。
(5) 留意事項
ア. 上記(1)、①～④で得た出場権が重複する場合は補充しない。
イ. 参加資格が得られる大会が中止となった時は決められた枠内で別途考慮する。
ウ. 上記(1)、①～④までの出場資格を有する選手は有資格者同士以外では原則として参加は認められないが特別の事情が起こった時は日本連盟に選手変更を申請して許可された場合に限り認められる。ただし2人ともの変更はできない。
エ. 出場ペア数を他都道府県から譲り受けることはできない。
オ. 自分の所属外の都道府県選手と組んで出場することができる。ただし、双方の都道府県連盟会長の承認を得ていずれかの会長より申し込むこととし、申し込みをしない都道府県連盟会長の承諾を大会申込システムにて手続きをする。(この場合申し込んだ都道府県の制限数に入る)
カ. ⑤⑥の出場枠は、大学生・高校生・中学生も参加できる。ただし、学連・高体連・中体連所属の選手を申し込む場合は、所属都道府県連盟会長の承諾を得ること。

10. 試 合 方 法　トーナメントまたはリーグ戦
(参加申込が8ペア未満の場合は、年齢の若い種別に組み入れる)

11.参　加　料　1ペア4,000円（会員登録制度の未登録者1ペア6,000円）

12.申 込 方 法

(1) 大会申込システムにより各都道府県連盟および日本学連より申し込むこと。
ただし、日本連盟からの推薦者は日本連盟より手続きをする。

(2) 申込期日　　2021年5月17日(月)

13.宿泊申込

(1) 宿泊申込先　株式会社フジ・トラベル・サービス
〒790-0065　愛媛県松山市宮西1丁目5-10
TEL：089-947-8070

(2) 宿泊締切日　2021年5月31日(月)
（締切日前に確保宿舎が満室となった場合は受付を終了する）

14.参加の条件

(1) ユニフォーム及びシューズは、「ユニフォーム等の着用基準」（別表5）を遵守した製品を着用すること。ただし、50歳以上については本大会に限りオーバーウェア、長袖スポーツシャツの着用を認める。
(2) ラケットは、連盟の公認マークが添付されたものを使用すること。
(3) 選手変更する場合「選手変更の取扱い（別表2）」記載内容を遵守すること。
(4) 所定時刻までに受付を完了し、開会式にはユニフォームを着用の上、必ず参加すること。
(5) 連盟指定のゼッケンを着用し、必ず四隅を止めること。
(6) 公認審判員ワッペンおよびイエローカードを携行し、審判を担当するときはワッペンを左胸に着用すること。
(7) 表彰時、入賞者は、ユニフォームを着用すること。
(8) 参加者は、大会前に健康診断を受ける等、大会期間中は健康管理に十分留意すること。また、健康保険証を持参すること。
(9) 本大会に係わる映像等の広報についての活用と一切の権利については連盟に帰属し、承諾するものとする。

15. 特記事項
本大会の一般の部優勝ペアを第9回アジア選手権大会の日本代表選手に選出する。

16. アンチ・ドーピングについて
参加者全員が検査の対象となる可能性がございます。
検査対象となると、写真付きの身分証明証(免許証・学生証等)が必要となる為、必ず持参して下さい。ドーピング検査およびアンチ・ドーピング活動については、公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構ホームページにてご確認ください。

https://www.playtruejapan.org/

17. その他

本大会の組合せは特別な事情がない限り、開会式の10日前に日本連盟HPに公開する。

令和３年４月１２日

各都道府県ソフトテニス連盟　御中

愛媛県ソフトテニス連盟

第２回全日本ミックスダブルス選手権大会
宿泊・弁当申込要領等の送付について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、当連盟では、６月 19 日（土）～20 日（日）の期間で開催する、第２回全日本ミックスダブルス選手権大会を主管することとなりました。
つきましては、別添のとおり、宿泊・弁当申込要項を送付いたしますので、ご活用ください。
なお、申込みにつきましては、次の要領でお願いします。

① ホームページ「愛媛県ソフトテニス連盟」の「お知らせ」欄に、
宿泊・弁当申込要領及び申込書が掲載されているので、
申込書をダウンロード

② ダウンロードした申込書に必要事項を記入の上、
mdst2021@fj-t.jp に送付

○愛媛県ソフトテニス連盟 ホームページアドレス
www.soft-tennis.com/ehime/

愛媛県ソフトテニス連盟　総務　尾田
o19331933@yahoo.co.jp

株式会社フジトラベルサービス EC 団体旅行
松山支店　武市
www.soft-tennis.com/ehime/

第2回全日本ミックスダブルスソフトテニス選手権大会

申込要項
～　宿泊・弁当　～

～　大会日程　～
2021年6月19日（土）～　6月20日（日）

～　大会会場　～
松山中央公園　テニスコート
愛媛県総合運動公園　テニスコート
松山市空港東第4公園　テニスコート

㈱フジトラベルサービス　EC団体旅行松山支店
〒790-0065　愛媛県松山市宮西1丁目5-10　ﾌｼﾞｸﾞﾗﾝ松山別棟2階
TEL089-947-8780　【土曜・日曜・祝日はお休み】
担当者　武市 洋介
メールアドレス　mdst2021@fj-t.jp

ご挨拶

謹啓　益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
またこの度は、このような機会をいただき、心より感謝申し上げます。

弊社は総合生活提案型企業、株式会社フジカンパニーズの一員として、創業以来、
「切符一枚より心を込めて」を基本理念に、
旅を通して、お客様ひとりひとりに感動をお届けすることを使命として参りました。
本大会のご提案におきましても、ご参加いただきます選手の皆様に
充分にご満足いただけるよう取組みさせていただきたく存じます。
最後になりましたがお客様のより一層のご発展をご祈念申し上げます。　　謹白

支店長　　平岡　直樹
担当者　　武市　洋介

**■弊社では、旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づき
各関係施設への事前審査をおこなっております。**

**旅程に組み込む運送機関、宿泊施設、食事箇所、
観光施設等、事前に適切な感染予防対策を取って
いることを確認致します。**

宿泊・弁当について

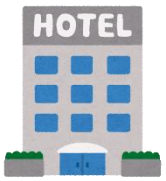

＜宿泊について＞
大会会場付近の旅館・ホテルをご案内させていただきます。
別紙、宿泊先をご確認の上、申込書へ記入ください。
客室の仕入れには数に限りがございます。先着順ですので空室のない場合は、
他のホテルを提案させていただきます。
※新型コロナウイルス対策ガイドラインに沿った、宿泊施設を選定いたします。
※レストランの営業時間は変更になる場合がございます。
※食事内容は宿泊先により異なり、お弁当形式やバイキング形式となります。

＜弁当について＞
大会会場付近には、弁当等をまとめて購入できるコンビニ等はありません。
その為、事前に弊社まで申込をされることをおすすめいたします。
※各自で準備された弁当は、全て持ち帰りとなります。

(1) 取扱期間　2021年6月19日(土)～6月20日(日)
(2) 弁当代金　@800円(お茶別・税込)　※日替わり幕の内弁当をご用意いたします。
(3) 受渡場所　各試合会場本部付近　予定(当日、アナウンスでご案内いたします)
　　後日、詳細な引き受け場所はご注文後にご案内いたします。
(4) 受渡時間　11:00～12:00(予定)
(5) 回収場所　弊社にてご注文いただきましたお弁当ガラの回収をいたします。
　　受渡を行った場所にて回収させていただきます。
(6) 回収時間　13:00～15:00(予定)

※宿泊のご予約が無く、お弁当のみの注文も可能です。
※直前や当日の新規のご注文はお受けできかねますので、事前のご予約をお願い申し
　上げます。

その他のご案内

＜お申込・お支払について＞
(1)　別紙、お申込書に記入し、メールにてお願いします。
※メールの場合、標題に申込者名を記載ください
※お電話・FAXでのお申し込みはお受けいたしておりません
※メール送信から三営業日以内に返信がない場合、お電話でご確認をお願いいたします
(2)　**申込期限　2021年5月31日（月）**
(3)　最終案内書（ホテル名等）・請求書は、6月上旬に代表者へ発送いたします。
(4)　お支払いは、最終案内書確認後、6月11日（金）までに振込お願いします。
振込後の人数変更等による返金は大会終了後（6月末頃）、振込にて返金致します。

＜取消・変更について＞
取消料発生日につきましては、下記をご参照ください（一部例外あり「※ご注意」に記載）
(1)　変更・取消につきましては、弊社までお電話ください。
(2)　振込後の変更・取消が発生した場合、大会後、差額を振込にて返金いたします。
(3)　大会中の変更取消につきましては、弊社係員まで直接お申し出ください。
※運送機関の取消料金につきましては、最終案内にてご案内させていただきます。

	8日前まで	7日前～ 3日前	2日前	前日	当日
宿泊	無料	20%	30%	50%	100%
弁当	無料	20%	30%	※前日以降　100%となります	

※ご注意
①県庁前ホテルアビス、ホテルビスタ松山、スーパーホテル松山は
取消料発生が14日前より3日前まで20%発生いたします。

＜各種料金について＞
各種手配には諸税・入湯税・サービス料・手配代行手数料・諸経費等が含まれております。
弊社申し込み分の宿泊代金につきましては、弊社への支払いとなり現地精算はできません。
個人利用分は含まれておりませんので、現地にてご精算ください。
個人利用分の例：飲料代、電話代、有料テレビ　等

＜お問合せ・申込先＞
㈱フジトラベルサービス　ＥＣ団体旅行松山支店
ＴＥＬ０８９-９４７-８７８０　　緊急連絡先　080-3706-7319
【9：00～17：40／土曜・日曜・祝日はお休み】
担当者　武市　洋介　　メールアドレス　mdst2021@fj-t.jp

お申込みのながれ

お申込みをご希望の場合（宿泊・弁当）

↓

お申込み　メール

2021年5月31日（月）まで

①必要事項をご記入の上、メールにてお申込ください。
②申込期限　2021年5月31日（月）
③宿泊申込は先着順となります。

↓

お申込み受付の回答　メール

①受付完了の回答と請求書を、メールもしくは送付いたします。
②回答は 申込書到着後　受付回答を3日以内、ホテル確定を7日以内で予定しております（目安）
　回答が確認できない場合は弊社までお電話にてご連絡ください。
　※送受信ミス等の場合もございますので、必ずお電話くださいますようご協力願います。

↓

ご入金のお願い

2021年6月11日（金）まで

①支払期限　2021年6月11日（金）
　ご注意：お振込みの際に、振込み人名義が申込書代表者と異なる場合は、
　　振込み人名義が分かるように申込書の備考欄に詳細をご記入ください。
　　ご報告の無い場合入金確認にお時間がかかる場合もございますのでご了承ください。
②お振込み手数料は、お客様負担となります。
③領収書は、振込用紙をもって対応いたしますが、必要に応じて発行します。
④支払期限までにお支払いの確認が出来ない場合、ご連絡させていただく場合もございます。

↓

取消料の発生日

※宿泊先によって異なりますので、別頁＜取消・変更について＞のご案内をご参照ください

↓

ご参加案内書 「宿泊証・お弁当引換証」の発行

7月上旬以降 発送予定

①メールもしくは郵送にて、宿泊証・お弁当引換証をお渡します。
②メール申し込みの場合で、請求書 本書が必要の場合は別途お送りします。お申し付けください。

↓

参加当日

お渡しの「宿泊証・お弁当引換証」を必ずご持参くださいませ。

宿泊案内

※写真はイメージです

ホテル カジワラ

所在地：〒790-0067 愛媛県松山市大手町２丁目９－１０
電話：089-941-0402
食事時間：＜朝＞06：30～09：00

部屋タイプ	シングル	ツイン2名利用（単価）
仕入れ数 （各日ごと）	60室	4室
宿泊日別料金 6/18（金）泊 一泊朝食付き	6,500円	6,000円
宿泊日別料金 6/19（土）泊 一泊朝食付き	6,500円	6,000円

宿泊案内

※写真はイメージです

県庁前ホテルアビス松山

所在地：〒790-0001 愛媛県松山市一番町４丁目１－８
電話：089-941-9003
食事時間：＜朝＞06：45～09：00

部屋タイプ	シングル	
仕入れ数 （各日ごと）	30室	
宿泊日別料金 6/18（金）泊 一泊朝食付き	6,500円	
宿泊日別料金 6/19（土）泊 一泊朝食付き	7,000円	

※取消料発生日が14日前より発生します

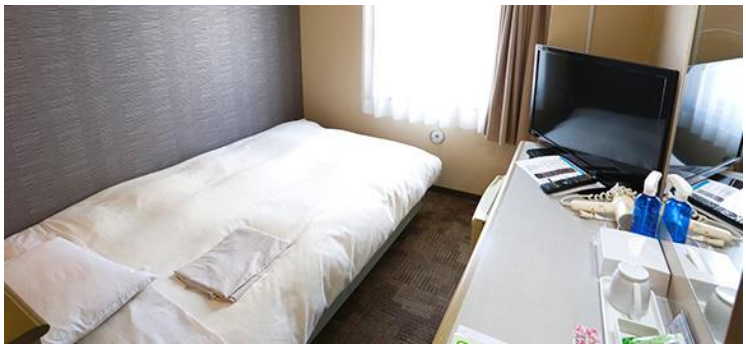

宿泊案内

※写真はイメージです

アパホテル松山城西

所在地：〒790-0811 愛媛県松山市本町２丁目５－５
電話：089-943-1011
食事時間：＜朝＞07：00～09：00

部屋タイプ	シングル	ツイン2名利用（単価）
仕入れ数 （各日ごと）	30室	10室
宿泊日別料金 6/18（金）泊 一泊朝食付き	6,500円	6,000円
宿泊日別料金 6/19（土）泊 一泊朝食付き	8,000円	6,000円

宿泊案内

※写真はイメージです

ホテルトップイン

所在地：〒790-0001 愛媛県松山市一番町１丁目５－５－１５
電話：089-933-3333
食事時間：＜朝＞07：00～09：00

部屋タイプ	シングル	
仕入れ数 （各日ごと）	20室	
宿泊日別料金 6/18（金）泊 一泊朝食付き	7,000円	
宿泊日別料金 6/19（土）泊 一泊朝食付き	7,000円	

宿泊案内

※写真はイメージです

東横INN松山一番町

所在地：〒790-0001 愛媛県松山市一番町１丁目１０－８
電話：089-941-1045
食事時間：＜朝＞06：30～09：00

部屋タイプ	シングル	
仕入れ数 （各日ごと）	20室	
宿泊日別料金 6/18（金）泊 一泊朝食付き	7,000円	
宿泊日別料金 6/19（土）泊 一泊朝食付き	7,000円	

宿泊案内

※写真はイメージです

コンフォートホテル松山

所在地：〒790-0005 愛媛県松山市花園町3番地18
電話：089-913-7311
食事時間：＜朝＞06：30～09：30

部屋タイプ	シングル	ツイン2名利用（単価）
仕入れ数 （各日ごと）	20室	40室
宿泊日別料金 6/18（金）泊 一泊朝食付き	8,000円	7,000円
宿泊日別料金 6/19（土）泊 一泊朝食付き	8,000円	7,000円

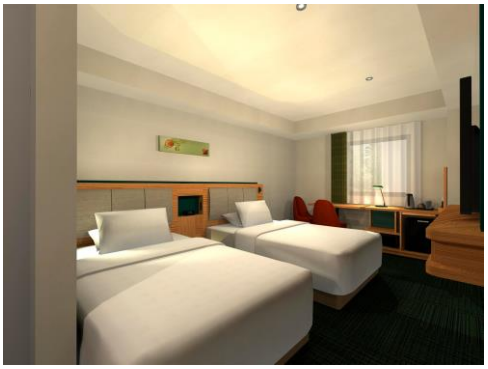

宿泊案内

※写真はイメージです

スーパーホテル松山

所在地：〒790-0863 愛媛県松山市此花町５－３１
電話：089-932-9000
食事時間：＜朝＞07：00～09：00

部屋タイプ	シングル	
仕入れ数 （各日ごと）	20室	
宿泊日別料金 6/18（金）泊 一泊朝食付き	7,500円	
宿泊日別料金 6/19（土）泊 一泊朝食付き	7,500円	

※取消料発生日が14日前より発生します

宿泊案内

※写真はイメージです

ホテルクラウンヒルズ松山

所在地：〒790-0065 愛媛県松山市宮西１丁目３－４０
電話：089-924-2121
食事時間：＜朝＞06：30～08：30

部屋タイプ	シングル	
仕入れ数 （各日ごと）	25室	
宿泊日別料金 6/18（金）泊 一泊朝食付き	9,000円	
宿泊日別料金 6/19（土）泊 一泊朝食付き	9,000円	

宿泊案内

※写真はイメージです

ネストホテル松山

所在地：〒790-0002 愛媛県松山市二番町１丁目７－１
電話：089-945-8111
食事時間：＜朝＞07：00～09：30

部屋タイプ	シングル	ツイン2名利用（単価）
仕入れ数 （各日ごと）	20室	3室
宿泊日別料金 6/18（金）泊 一泊朝食付き	9,000円	8,000円
宿泊日別料金 6/19（土）泊 一泊朝食付き	9,000円	8,000円

宿泊案内

※写真はイメージです

ホテルビスタ松山

所在地：〒790-0001 愛媛県松山市一番町３丁目３−5
電話：089-934-0202
食事時間：＜朝＞06：30～09：30

部屋タイプ	シングル	ツイン2名利用（単価）
仕入れ数 （各日ごと）	20室	10室
宿泊日別料金 6/18（金）泊 一泊朝食付き	11,000円	8,000円
宿泊日別料金 6/19（土）泊 一泊朝食付き	11,000円	8,000円

※取消料発生日が14日前より発生します

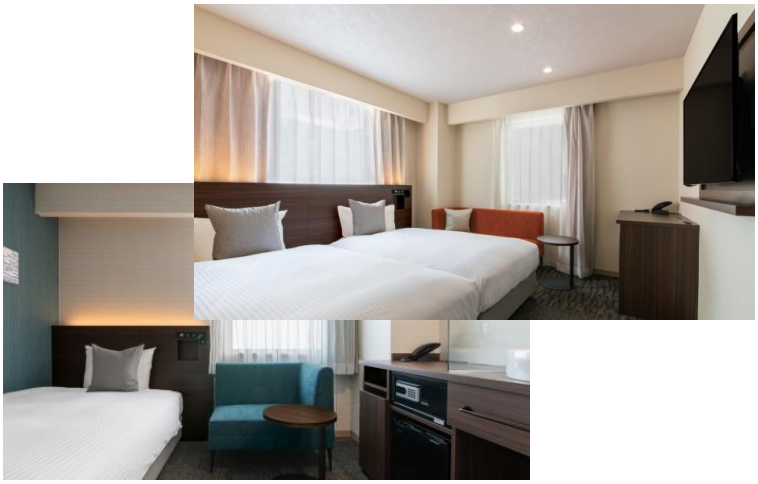

宿泊案内

※写真はイメージです

カンデオ ホテル松山大街道

所在地： 〒790-0004 愛媛県松山市大街道２丁目５－１２
電話：089-913-8866
食事時間：＜朝＞06：30～09：30

部屋タイプ	シングル	ツイン2名利用（単価）
仕入れ数 （各日ごと）	**※ツインの一名利用**	30室
宿泊日別料金 6/18（金）泊 一泊朝食付き	15,500円	8,500円
宿泊日別料金 6/19（土）泊 一泊朝食付き	17,500円	9,500円

宿泊案内

※写真はイメージです

いよプリンスホテル

所在地：〒799-3114 愛媛県伊予市灘町１６－１
電話：089-982-7777
食事時間：＜朝＞07：00～09：00

部屋タイプ	シングル	ツイン2名利用（単価）
仕入れ数 （各日ごと）	20室	7室
宿泊日別料金 6/18（金）泊 一泊朝食付き	5,500円	5,000円
宿泊日別料金 6/19（土）泊 一泊朝食付き	5,500円	5,000円

新型コロナウイルス対策

■旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づき弊社にて下記の取り組みを行っています

団体旅行（募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行）

①旅行の企画

・感染状況に応じた適切な旅行先の選定に留意します。
・旅行の出発となる都道府県から、都道府県外への移動自粛の要請がなされていないことを確認します。

②企画の際の旅行サービス提供事業者等の選定

・旅程に組み込む運送機関、食事箇所、観光施設、体験プログラム等については、事前に適切な感染防止対策を取っていることを確認します。

③旅行実施判断

・感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅行の実施を契約責任者と協議の上中止します。
・旅行開始後であっても、感染状況の変化によりその後の旅行の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合は、旅行を中止し出発地に引き返します。

④三密リスクを下げる旅程管理

ア 交通機関
・旅程において利用する各交通機関のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理します。

イ 宿泊
・ 宿泊施設においては各宿泊施設のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理します。

ウ 観光
・観光地では、団体メンバーが集まって「密」の状態を作らないよう旅程管理します。
・観光入場施設では、入り口や施設内部での密集・密接を避けるため、小グループに分け、時間差をつけた入場等の工夫を行います。

エ 食事
・食事においては、各場所のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理します。
・その他の場所での食事においても、食事中の飛沫感染を防ぐため、時間をずらす、椅子を間引くなどにより距離の確保に留意します。
・食事施設の従業員との接触をできるだけ少なくすることに留意します。（従業員からの料理説明を説明メモに変更するなど）
・人数が多い団体の場合は、昼食を弁当にするなどして、食事中の感染リスクを低減します。

⑤お客様の健康管理、社員および添乗員等関係者の健康管理

・出発前に添乗員は体調確認（体温、体調チェック）を行い健康管理には十分気を付けます。
・出発前に旅行参加者の健康管理に十分気を付けて頂くよう営業担当者から契約責任者に依頼いたします。
・旅行中に体調不良となったお客様は、旅行から離団をお願いし、他のお客様への感染防止の対応を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に、相談・受診できるよう事前に準備します。
・体調不良となり離団されたお客様が、旅行の出発地または自宅等に戻るために必要に応じた旅行サービスを手配できるよう準備します。
・旅行中、要所要所での手洗い・うがいができるよう、適切な休憩場所等を選択します。
・旅行中、お客様にはマスクの着用をお願いします。

取引条件説明書面・契約書面（国内受注型企画旅行）

前掲又は後日お渡しする旅行条件書、ご旅程表（併せて「企画書面」といいます。）
及びこの書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。
（旅行業法第12条の4による取引条件説明書面、旅行業法第12条の5による契約書面）

1. 受注型企画旅行契約
「受注型企画旅行契約」（以下単に「契約」といいます。）とは、当社がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

2. 契約の申込
（1）当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、必要事項をお申し出の上、当社 が別に定める金額の申込金を添えてお申し込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記載いただく場合もございます。
（2）当社と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定にかかわらず、会員番号を当社に通知しなければなりません。
（3）当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
（4）契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
（5）当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
（6）当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
（7）健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、上記（4）の期日までのできるだけ早い機会に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
（8）前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
（9）当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
（10）お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。

3. 契約締結の拒否
当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。
（1）お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
（2）通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
（3）お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
（4）お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行ったとき。
（5）お客様が風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行ったとき。
（6）当社の業務上の都合があるとき。

4. 契約の成立時期
（1）契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立します。
（2）当社は、契約責任者と契約を締結する場合、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく、契約の申し込みを受けることがあります。この場合、契約の成立時期は、当該特約書面を交付したときに成立いたします。
（3）申込金は、旅行代金、取消料、その他お客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
（4）通信契約は、（1）の規定にかかわらず、お客様の申し込みを受けて、当社が当該申し込みを承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

5. 契約書面の交付
（1）当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
（2）契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、（1）の契約書面に記載するところによります。

6. 確定書面
（1）契約書面において、確定された旅行日程及び利用予定の宿泊機関及び表示上必要な運送機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上必要な運送機関の名称を列挙した上で、当該契約書面の交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申し込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
（2）前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様からの問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は、可能な限り迅速かつ適切にこれに回答します。
（3）確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更
（1）旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払ください。
（2）利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく、契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
（3）当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8. 契約内容の変更
（1）お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
（2）当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社に関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に理由を説明いたします。

9. お客様の交替

（1）お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すこと、又は、構成者の変更を行うことができます。この際、当社の定める交替に要する手数料をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）

（2）当社は、（1）にかかわらず、利用運送機関・宿泊機関等がお客様の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

10. 旅行契約の解除

（1）お客様から企画料金又は取消料をいただく場合

①お客様は、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って、旅行契約を解除することができます。

②当社の責任とならないローンの手続等の事由によるお取り消しの場合も記載の企画料金又は取消料をいただきます。

③お客様が、3(3)(4)(5)のいずれかに該当することが判明したときは、当社は旅行契約を解除することができます。その場合、企画書面記載の企画料金または取消料をいただきます。

（2）お客様から企画料金又は取消料をいただかない場合

お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく、契約を解除することができます。

①旅行契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第14項の表左欄に掲げるものその他重要なものである場合に限ります。

②7(2)により旅行代金が増額されたとき

③公共的機関の発した情報など客観的な情報から、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は、不可能となるおそれが極めて大きいとき

④当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき

⑤当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき

⑥旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又はその旨を告げたとき。但し、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合には、旅行代金のうち旅行サービスを受領することができなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

11. 添乗サービス

（1）当社は、お客様のご依頼により原則として下記の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供いたします。なお、添乗サービス料金とは別に、添乗員が同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。

添乗サービス料金（添乗員1名1日あたり）：33，000円

（2）添乗員の業務は、原則として8時から20時とさせていただきます。

（3）添乗員が同行しない場合、旅行サービスの提供を受けるための手続きは、お客様ご自身で行っていただく場合があります。

12. 当社の責任

（1）当社は、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は、当該損害を賠償します。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

（2）お客様が、以下に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、（1）の場合を除き、当該損害を賠償する責任を負うものではありません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

（3）当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

13. 特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、当社旅行業約款特別補償規程により、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

- 死亡補償金：1500万円
- 入院見舞金：2～20万円
- 通院見舞金：1～5万円
- 携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円（但し、補償対象品1個又は1対あたり10万円を限度とします。）

当該旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「旅行参加中」とはいたしません。

14. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約について支払われる変更補償金の額が1，000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	１件あたりの率（%）	
	旅行開始日前日までに通知した場合	旅行開始日以降に通知した場合
①契約書面又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	１．５	３．０
②契約書面又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他旅行目的地の変更	１．０	２．０
③契約書面又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	１．０	２．０
④契約書面又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	１．０	２．０
⑤契約書面又は確定書面に記載した旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	１．０	２．０
⑥契約書面又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	１．０	２．０
⑦契約書面又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は会社名の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	１．０	２．０
⑧契約書面又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他客室の条件の変更	１．０	２．０

注１：１件とは、運送機関の場合１乗車毎に、その他サービスの場合１該当事項毎に１件とします。

注２：④⑦⑧に掲げる変更が１乗車船又は１泊の中で複数生じた場合であっても、１乗車船又は１泊につき１変更として取り扱います。

注３：③④に掲げる運送機関が宿泊施設の利用を伴う場合、１泊につき１件として取り扱います。

注４：④運送機関の会社名の変更 ⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注５：④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注６：⑦宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

＊以下に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金は支払いません。

ａ　天災地変　ｂ　戦乱　ｃ　暴動　ｄ　官公署の命令　ｅ　運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止　ｆ　当初の運行計画によらない運送サービスの提供　ｇ　旅行参加者の生命又は安全確保のため必要な措置　ｈ　お客様のお申し出による変更

15. お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は、損害を賠償しなければなりません。
(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約内容について理解するよう努めなければなりません。
(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
(4)旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに別途お知らせする連絡先又は当社にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

16. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産物店にご案内することがあります。当社では、お店に選定には万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますので、トラブルが生じないよう商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。

17. 国内旅行保険の加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険については、担当者にお問合せください。

18. 個人情報の取扱について

(1)当社は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社では、①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。その他の目的で利用する場合は、別途ご案内の上承諾をいただきます。
(2)当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便等に係る個人情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人情報の提供の停止を希望される場合は、旅行出発前までにお申し出ください。

19. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部に定めるところによります。